

総社市告示第26号

総社市定住空き家百選登録制度実施要綱（平成29年総社市告示第35号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>（個人情報の取扱い） 第12条 市長は、この要綱により取得した個人情報を適正に管理し、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。</p>	<p>（個人情報の取扱い） 第12条 市長は、この要綱により取得した個人情報を、<u>総社市個人情報保護条例（平成17年総社市条例第13号）の規定に従って</u>適正に管理し、第1条に規定する目的以外に使用してはならない。</p>

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。